

収集制限、目的外利用・提供制限、適正な維持管理について

収集制限

		神戸市個人情報保護条例 (H10.4 月施行、一部改正 H16.6 月施行)	基本的な考え方 事例等
収集原則			現行条例を維持
本人収集	例外	第 7 条 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 第 9 条第 1 項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。	(1) ・保健所が感染者情報を感染症を診断した医師から収集(感染症予防法 12 条) ・旧住所地の市長が転出者情報を新住所地の市長から収集(住基法 9 条) 等 (2) ・市税の口座振替の変更情報を合併後の金融機関から収集 ・介護保険料減免のため、所得情報を収集 等 (3)119 番通報受信事務、災害対応事務 等 (4)市長が選挙人名簿の登録情報を選挙管理委員会から通知を受ける。 (5) ・胃がん検診事務において受診者から家族の病歴情報を収集 ・介護保険事務において他施設から被介護者情報を収集 等
	審議会の事前承認	(再掲) 第 7 条 2 項 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。	
・目的の明確化 ・必要範囲内 ・適法収集	(収集の制限) 第 7 条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。		
センシティブ情報の収集禁止	3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。	法令等 ・公職の候補者にかかる本籍、所属政党等を届出により収集(公職選挙法 86 条) ・市民病院の医師が診療録を作成するため診断情報を収集(医師法 24 条) 等 審議会 ・胃がん検診事務における家族の病歴情報の収集 ・特別養護老人ホーム待機者把握事務における要介護度情報の収集 等	

参考：行政機関法(H17.4 月施行) 個人情報の保有の制限等、利用目的の明示
<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p>